

平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 子どもへの虐待防止対策の強化
-----	------------------

施策主管課	子ども家庭課	総合計画記載頁	93ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	4 愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもがいいきいきと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	-----------------	---------------------	--

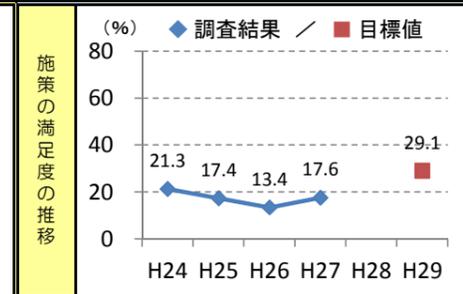
2 施策の取組状況

施策目標	虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしています。
------	-------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	児童虐待取扱件数に対する最終結件数の割合(%)	単年度目標値	47.5%	50.0%	52.5%	55.0%	57.5%			60.0%	C	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	21.3%	17.4%	13.4%		17.6%
現状値			44.9%	実績値	42.7%	47.1%	39.9%	38.1%	前年度からの増減	-3.9%	-4.0%				4.2%					
目標値(H29)			60.0%	単年度の達成度	89.9%	94.2%	76.0%	69.3%												
指標2	児童虐待防止等に関する地域組織の設置(%)	単年度目標値	26	31	39	39	39	39	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B
		現状値	21	実績値	25	30	32	38		中核市平均	実績値	中核市での本市の順位	中核市平均	実績値	中核市での本市の順位					
		目標値(H29)	39	単年度の達成度	96.2%	96.8%	82.1%	97.4%												
指標3	児童虐待防止等に関する地域組織の設置(%)	単年度目標値	26	31	39	39	39	39	A	【参考】中核市等との水準比較	中核市平均	実績値	中核市での本市の順位	中核市平均	実績値	中核市での本市の順位				
		現状値	21	実績値	25	30	32	38												
		目標値(H29)	39	単年度の達成度	96.2%	96.8%	82.1%	97.4%												
単年度目標値	26	31	39	39	39	39														
現状値	21	実績値	25	30	32	38														
目標値(H29)	39	単年度の達成度	96.2%	96.8%	82.1%	97.4%														

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は毎年増加し、平成26年度は警察からのDVによる心理的虐待通告の増加などにより、88,931件と過去最高となっている。</li> <li>児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応、自立支援までの一連の対策を強化するため、国においては平成27年12月に児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定し、子育て世代包括支援センターの全国展開や児童相談所体制強化プランの策定に取り組むとともに、児童福祉法の改正による国・県・市町村の役割分担の明確化などに取り組んでいる。</li> </ul>	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元プロスポーツチームとの協働による児童虐待防止に係る周知啓発をはじめ、地区児童虐待防止ネットワークの設置地区の増加などによる地域における見守り体制の整備を促進し、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んだ結果、市民満足度については前年度より増加したものと考えられる。</li> </ul>	総合評価	74点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会が中心となり、きめ細かな支援により養育力改善に努めたことから最終結件数は増加したものの、全国的に児童虐待相談対応件数が増加する中、本市においても支援が必要なケース総数が増加したことにより「最終結件数の割合」は減少した。</li> <li>社会全体で児童虐待防止に係る市民の意識が高まっていることから、地域における見守り体制がほぼ全地区において整えられた。</li> </ul>				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・主要事業※	事業の目的	事業内容		事業の進捗状況	H27事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	家庭児童相談室	○★	家庭における養育力の向上及び児童の健全育成	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・家庭における家庭養育の技術や児童虐待、不登校、いじめなどの児童問題に関することの相談、助言、指導	計画どおり	584	S40		相談内容の多様化・複雑化に対応するため、職員の専門性や家庭児童相談室の機能等を含めた相談受付体制の充実強化に努めていく。
2	虐待防止事業	○★	児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応	児童(18歳未満)とその保護者、地域住民等	・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るため、組織で対応	計画どおり	416	H13		児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、総合対策調整会議や個別ケース会議などの開催を通じて関係機関の連携強化を図り、引き続き迅速かつ的確に対応していくとともに、地域や民間企業等との協働により、児童虐待に関する効果的な周知啓発を行い、市民の意識醸成を図る。
3	要支援児童放課後応援事業費補助金	★	要支援児童に対する基本的な生活習慣の習得	養育放棄の状況にある要支援児童(小中学生)とその保護者	・基本的な生活習慣の習得に向けた支援等を行うもので、運営団体に対して事業費の一部を補助	計画どおり	3,972	H26		平成28年度でモデル事業が終了となることから、本市として当該事業の継続に向けて検討する。
4	養育支援訪問事業	★	子育ての不安や過重な負担の軽減	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭及び児童が児童養護施設等を退所又は里親終了後の家庭復帰のための自立に向けた支援が必要な家庭	・育児・養育に係る相談及び指導並びに養育者の健康相談等の「相談指導」 ・育児又は援助	計画どおり	2,733	H22		子育ての相談指導、育児家事援助を行い適切な養育の実施を確保することは、児童虐待の未然防止に有効であるため、引き続き、母子保健事業や各関係機関と連携しながら適切な支援を展開する。
5	こんにちは赤ちゃん事業(再掲)		母子の状況等の把握と育児不安の軽減	生後4か月までの乳児とその保護者	・生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を実施し、母子の健康状態や養育環境の把握と必要な保健指導・育児情報の提供をする。	計画どおり	22,875	H19		出産後の育児支援や虐待の未然防止を図るため、引き続き、全戸訪問による面接を実施する。また、面接率の向上や訪問指導員の確保、資質向上に取り組むとともに、要支援者については、保健福祉事業との連携を図りながら継続した支援に取り組む。
6	すこやか訪問事業(再掲)		母子の心身の状況及び養育環境などの把握及び適切な養育支援による児童虐待予防	乳幼児健康診査未受診児	・個別家庭訪問により、母子の心身の状況及び家庭状況等を把握し、必要な保健指導を行う。	計画どおり	6,684	H23		健康診査未受診児は、社会的孤立などにより虐待に陥るリスクが高いことから、保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握するため、引き続き、保健福祉事業との連携を図りながら実施する。また、状況が把握できない児童については、要保護児童対策協議会等との連携を図りながら把握に努めていく。
7	子育て支援短期利用事業(再掲)		一時的な養育困難家庭における子育て支援及び児童虐待の未然防止	児童(18歳未満)及びその保護者	・保護者が児童の養育が困難な際に、保護者に代わり一時的に養育を行うもので、現在、児童福祉施設5施設に事務を委託して実施	計画どおり	2,880	H6		保護者が疾病その他の事情により居宅で児童を養育できなくなるなど、必要ときに支援が受けられるよう、引き続き、事業の積極的な周知を図りながら、子育て家庭の支援に努めていく。利用者の増加に対応するため、1施設を新たに実施機関として追加し、計6施設において事業を展開する。
8	虐待・DV対策連携会議(再掲)		関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	司法・警察・保健医療等関係機関、市関係課	・関係機関等の連携により、本市における虐待等の対策に一体的に取り組むため、会議を開催 ・関係機関等との連携による虐待・DV対策の取組促進	計画どおり	97	H26	独自性先駆的	本会議において、虐待・DVの未然防止には、更なる地域への啓発が必要であるとの提案があったことから、関係機関と連携を図りながら、ポスター・リーフレットを作成し、地域や公共施設に配布するなど、効果的な周知啓発を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

4	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地区児童虐待防止ネットワークの設置地区が増加しているが、引き続き、地区児童虐待防止ネットワークの全地区設置に努め、社会全体で児童虐待防止を見守る体制の充実に取り組む必要がある。</li> <li>◆母子保健事業等の出産から育児に係る切れ目のない適切な相談支援を通じて、引き続き、虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実に努めていく必要がある。</li> <li>◆児童虐待に係る市民意識は高まっており、引き続き、官民協働による周知啓発を展開しながら、児童虐待防止に向けた効果的な周知啓発に取り組んでいく必要がある。</li> <li>◆児童虐待に係る相談対応件数等が増加し、複雑・困難なケースも増加する中、迅速かつ的確な対応を図るため、相談支援体制の充実強化を図る必要がある。</li> <li>◆平成28年度で要支援児童放課後応援事業費補助金のモデル事業が終了することから、事業の効果と課題を検証しながら、当該事業の継続に向けて検討する必要がある。</li> </ul>	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆児童虐待防止に係る効果的な周知啓発による市民意識の醸成や地域における見守り体制整備の促進、母子保健事業等の出産から育児に係る切れ目のない支援等を通じて、引き続き、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆家庭児童相談室 相談内容の複雑困難化に対応するため、専門的資格の習得やグループ研修の充実による職員の専門性の向上に努めるとともに、増加する相談対応件数に迅速かつ的確に対応するため、組織体制の充実に努める。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆要支援児童放課後応援事業費補助金 基本的な生活習慣や望ましい食習慣の習得、宿題等の学習支援などにより、児童虐待の重篤化の未然防止や虐待の世代間連鎖の防止を目的とした意義のある事業であることから、モデル事業の終了後においても、当該事業の継続に向けて検討する。 ◆養育支援訪問事業 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、児童相談所や警察、学校などの関係機関や地域との連携強化を図り、引き続き、迅速かつ的確に対応していくとともに、母子保健事業等との連携を図りながら切れ目のない支援に取り組む。</p>